

財務 VOL.81

平成28年度 税制改正大綱

この時期恒例となりましたが、今回は、先日発表されたばかりの「平成28年度 税制改正大綱」の中から、先生方への影響が考えられるものを中心にご紹介させていただきます。

1. 法人税率の引き下げ等

法人税率(23.9%)が、**平成28年度**(平成28年4月1日以後に開始する事業年度)には**23.4%**、**平成30年度**(平成30年4月1日以後に開始する事業年度)には**23.2%**に引き下げられます。

これにより、法人の実質的な税負担割合(**法人実効税率**)が現行の32.11%から**平成28年度には29.97%**、**平成30年度には29.74%に低下すること**となります(医療法人は、社会保険収入が法人事業税の計算上非課税となりますので、法人実効税率は当該数値よりも低くなります)。

さらに、**平成30年度**(平成30年4月1日以後に開始する事業年度)以降に生じた**繰越欠損金**の繰越期間が、**9年から10年に延長**されます。

2. 建物附属設備及び構築物の減価償却方法の変更

これまでは、設備投資の減価償却方法に関して、**建物附属設備(医院の内装工事等)及び構築物(医院の駐車場・外構工事等)**については、投資初年度に多額の経費を計上する**定率法**と、時間の経過に関わらず一定額を経費に計上する**定額法**を選択することができましたが、**平成28年4月1日以降**に取得した建物附属設備及び構築物については、減価償却方法が**定額法に一本化**されます。

3. 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止

生産性向上設備投資促進税制については、**平成28年3月31日以前**の設備投資であれば「取得価額の**全額**を購入事業年度に経費化(**即時償却**)」又は「取得価額の**5%の税額控除**」を受けることができますが、**平成28年4月1日以降**は、「取得価額の**50%**を購入事業年度に経費化(**特別償却**)」又は「取得価額の**4%の税額控除**」に縮減され、**平成29年3月31日をもって廃止**されます。

4. 雇用促進税制の見直し

雇用保険被保険者が一定人数増加した場合に税額控除が受けられる「雇用促進税制」については**2年間延長**されますが、対象となる雇用者が無期雇用かつフルタイムの者(いわゆる**正社員**)に限定されます。また事業所が**同意雇用開発地域**(雇用情勢が特に厳しい地域として指定された地域)内の**事業所に限定**されることとなりました。大阪府においては全域が対象外となっております。一方、要件が厳しくなった半面、「所得拡大促進税制」との併用が可能となっております。

5. 企業版ふるさと納税の創設

これまでは、法人で地方自治体に寄附をした場合、当該寄附の全額を経費として計上できるだけであり、寄附の3割程度の減税にとどまっておりましたが、**平成28年4月1日から平成32年3月31日まで**の間の寄附については、上記に加え、法人税等から一定の金額を控除できるようになり、**寄附の6割程度の減税**を受けることができるようになります(個人のふるさと納税のような特産品等は提供されない方向です)。

6. 償却資産税の軽減

事業者が行った設備投資については、一定の金額が償却資産税として課税されておりますが、中小法人が、**平成28年4月1日から平成31年3月31日まで**の間に購入した一定の「機械装置」については購入から3年間、償却資産税が**50%軽減**されます(**医療機器は、ここで言う「機械装置」には該当しません**ので、医療機関への恩恵はほとんどありません)。

7. 医療費控除の特例の創設

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、セルフメディケーション(自主服薬)を目的に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る**一定のスイッチOTC医薬品**(薬局・ドラッグストア等で販売されている大衆薬、市販薬)を購入した場合、購入金額が、**一世帯あたり年間12,000円を超える場合**には、その超える部分の金額を所得から差し引く制度が新たに創設されます(**医療費控除との併用はできず**、いずれかを選択適用することとなります)。

8. 空き家を売却した場合の3,000万円の特別控除

被相続人の自宅を相続した相続人が、当該自宅を売却した場合、相続人が当該自宅に居住していなければ、居住用財産の3,000万円の特別控除を受けることはできませんでしたが、**平成28年4月1日から平成31年3月31日まで**の間の売却で一定の要件を満たす場合には、**3,000万円の特別控除を受けることができる**ようになります。

9. 過少申告加算税・重加算税の引き上げ

これまでは、税務調査の通知を受けてから税務調査が実施されるまでの間に**自主的に修正申告を行った場合**、過少申告加算税(本税の一定割合の罰課税)はかかりませんでしたが、**法定納期限が平成29年1月1日以降**の税金については、**本税の5%の過少申告加算税が課される**こととなります。

また、重加算税(意図的な所得隠しと認定された場合の罰課税)についても、**法定納期限が平成29年1月1日以降**の税金については、**5年前までに重加算税が課されたことがある場合**には、現状の本税の35%が**45%に引き上げ**られます。